

福祉保健局

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
(新)	百万円	百万円	百万円
1 福祉保健区市町村包括補助事業	16,913	0	16,913
<p>地域の実情に応じ、各分野のサービスの充実を主体的に行う区市町村を支援する。</p> <p>実施主体 区市町村 対象事業 先駆的事業 選択事業 一般事業 等</p>			
(1) 高齢社会対策区市町村包括補助事業	2,860	0	2,860
(2) 障害者施策推進区市町村包括補助事業	8,525	0	8,525
(3) 医療保健政策区市町村包括補助事業	1,778	0	1,778
(4) 福祉保健基盤等区市町村包括補助事業	3,750	0	3,750

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
2 高齢社会対策の推進			
(1) 認知症高齢者グループホーム緊急整備	1,853	1,546	307
区市町村がより主体的に整備に取り組めるよう設置促進を図る。			
整備目標	1,836人分（累計5,600人分）		
計画期間	平成18年度～20年度		
実施主体	区市町村		
対象事業	グループホーム事業者による整備		
	創設型・改修型		
	土地・建物所有者による整備		
	創設型・改修型		
	認知症対応型デイ併設加算 (新)		
	小規模多機能型居宅介護拠点 併設加算		
	区市町村支援事業 (新)		
	防火対策緊急整備支援事業		
対 象	区市町村、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、民間企業、土地・建物所有者 等		
規 模	119ユニット		

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
<p>(2) 地域密着型サービス等重点整備事業</p> <p>地域密着型施設の整備促進を図るため、区市町村が行うサービス拠点等の整備に要する経費の一部を補助することにより、地域での安心を確保する。</p> <p>実施主体 区市町村</p> <p>対象事業 ①小規模特別養護老人ホーム設置促進整備費補助 ②小規模特別養護老人ホーム併設ショート整備費補助 ③小規模多機能型居宅介護拠点整備費補助</p> <p>補 助 率 1/2</p>	<p>百万円 287</p>	<p>百万円 333</p>	<p>百万円 △ 46</p>

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
(3) 日常生活の支援等	百万円 84	百万円 69	百万円 15
ア 介護予防の総合的な取組 (新)	73	69	4
(ア) 介護予防評価支援事業	25	0	25
区市町村における地域支援事業及び 予防給付の統一的な評価指標及び評 価方法の開発を行い、区市町村の支 援を行うとともに、第四期介護保険 事業支援計画の作成に資する。			
(イ) 介護予防普及・定着促進事業	48	69	△ 21
介護予防の実務に従事する者の養成 など、区市町村の介護予防事業を支 援するとともに、同事業の普及定着 を図る。			
(新)			
イ 地域ケア整備構想の策定	11	0	11
療養病床の再編成を踏まえ、受け皿づく りを含め、将来的なニーズや社会資源の 状況等に即した地域ケア体制の計画的な 整備を図るため、国が策定する地域ケア 整備指針に基づき、地域ケア整備構想を 策定する。			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
(4) 介護保険制度の運営	百万円 88,905	百万円 85,154	百万円 3,751
ア 介護保険給付費負担金	85,113	81,088	4,025
介護保険法に定められた保険給付に要する費用の都負担分			
負担割合 ① ②以外のもの 保険料50% 国25% 都12.5% 区市 町村12.5%			
② 介護保険施設及び特定 施設入居者生活介護に 係るもの 保険料50% 国20% 都17.5% 区市 町村12.5%			
イ 財政安定化基金拠出金	1,031	1,423	△ 392
区市町村の介護保険財政の安定化を図る ために設置した基金への拠出金			
ウ 地域支援事業交付金	2,240	2,075	165
介護保険法に定められた介護予防事業等 に要する費用の都負担分			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
エ 低所得者特別対策事業	百万円 521	百万円 568	百万円 △ 47
介護保険の導入に伴う負担の激変緩和や負担の均衡などを図るため、低所得者に対し、利用者負担を軽減する。			
(ア) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する負担軽減措置	260	266	△ 6
(イ) 離島等における特別地域加算に係る利用者負担軽減措置	1	1	0
(ウ) 社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減措置	260	301	△ 41
社会福祉法人等による利用者負担軽減措置（国制度）			
介護保険サービス提供事業者による利用者負担軽減措置（都制度）			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
(5) 認知症高齢者に対する支援	百万円 57	百万円 22	百万円 35
ア 認知症対策推進事業	4	13	△ 9
「認知症高齢者を地域で支える東京会議」の成果を踏まえ、その取組を継続させ、認知症に対する中長期的な施策を検討するため、「認知症対策推進幹事会(仮称)」を設置するとともに、都民への普及啓発を行う。			
(新) イ 認知症生活支援モデル事業	22	0	22
区市町村やグループホーム等の介護事業者を中心に様々な社会資源が連携して、地域での見守りなどの生活支援を「面的」に支えるしくみづくりに取り組むモデル事業を実施する。			
ウ 認知症地域医療支援事業	14	9	5
高齢者の日常生活を支えるかかりつけ医を対象に、認知症への対応力向上のための研修を実施するとともに、地域で指導的立場にある認知症専門医に対しても研修を実施する。			
(新) エ 高齢者権利擁護推進事業	17	0	17
「高齢者虐待防止・養護者支援法」の趣旨を踏まえ、高齢者虐待の予防及び早期発見等の迅速かつ適切な体制を確保するため、区市町村・介護保険事業者等における人材育成を図る。			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
(6) 社会参加の促進	百万円 13,752	百万円 14,335	百万円 △ 583
ア シルバーパスの交付	13,637	13,998	△ 361
対象者 70歳以上の希望者 (ねたきり等の状態の者を除く)			
住民税課税者 年額 20,510円			
住民税非課税者 事務費相当額 年額 1,000円 (扶養親族がない場合の年金収入換算 概ね155万円以下)			
イ 老人クラブ助成事業	115	337	△ 222
地域の高齢者が自主的にクラブを組織し 社会奉仕活動や生きがいを高めるための 各種活動を行うクラブ活動に助成する。			
規 模 3,978クラブ			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
(7) 施設の整備・運営等	百万円 15,761	百万円 20,734	百万円 △ 4,973
ア 特別養護老人ホーム	10,941	15,777	△ 4,836
(ア) 整備費補助	5,098	8,575	△ 3,477
補助率 定額 規 模 平成19年度完成659人			
(イ) 設置促進特別助成（用地取得助成）	2,870	4,055	△ 1,185
特別養護老人ホーム建設用地の取得 に要する経費を助成することにより 特別養護老人ホームの設置促進を図 る。			
補助基本額 1件あたり 7.8億円 補助率 社会福祉法人 3/4 市町村 1/2			
(ウ) 経営支援事業	2,973	3,147	△ 174
特別養護老人ホームが、介護保険制 度に円滑に対応できるよう、支援等 を行う。			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
イ 老人保健施設	百万円 4,110	百万円 4,957	百万円 △ 847
(ア) 施設整備費補助	3,422	4,246	△ 824
補助単価 1床あたり4百万円 規 模 平成19年度完成 459床			
(イ) 設備整備費補助	30	54	△ 24
老人保健施設の行う在宅ケアに要する機器購入経費等の補助を行う。			
補助基本額 1所あたり12百万円 補 助 率 1/2 規 模 5か所			
(ウ) 利子補給	658	657	1
独立行政法人福祉医療機構の融資に係る利子補給を行い、老人保健施設の建設を促進する。			
対 象 建設資金及び土地取得資金 期 間 25年間(限度)			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
<p>(新) ウ 健康長寿医療センター（仮称）等の整備</p> <p>老人医療センターと老人総合研究所を再編整備し、地方独立行政法人のもとで一体的に運営するとともに、板橋キャンパスについても計画的な再編整備を図る。</p> <p>基本計画、地方独立行政法人設立準備</p> <p>開設時期 平成24年度（予定）</p>	<p>百万円 110</p>	<p>百万円 0</p>	<p>百万円 110</p>

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
(新) エ 介護専用型有料老人ホーム設置促進	百万円 600	百万円 0	百万円 600
介護専用型有料老人ホーム整備費用の一部を補助することにより、介護保険事業計画との調整を図りつつ介護専用型有料老人ホームの整備促進を図る。			
(ア) 施設整備費補助	400	0	400
補助単価 1床あたり2百万円 規 模 200床			
(イ) 債務保証料補助	200	0	200
補助基準額 1件あたり20百万円 補 助 率 1/2 規 模 20件			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
3 少子社会対策の推進			
(1) 次世代育成支援対策	17,683	17,500	183
ア 子育て推進交付金	14,683	14,500	183
地域の実情に応じ、創意工夫による子育て支援全般の充実が図れるよう、市町村に交付する。			
実施主体 市町村			
イ 子育て支援基盤整備包括補助	3,000	3,000	0
地域の実情に応じ、子育てサービスの基盤整備を主体的に行う区市町村を支援する。			
実施主体 区市町村			
補助率 一般事業 1/2 先駆的事業 10/10			
(2) 学童クラブ事業	1,220	1,130	90
保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後における遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る。			
実施主体 区市町村			
補助率 2/3			
補助対象 区（民設）、市町村 （区部公設は財調算入）			
規 模 537か所 → 558か所			
実施時間 下校時から概ね午後6時			
対象児童 小学校1～4年生			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
<p>(3) 子ども家庭支援センター事業</p> <p>身近な相談窓口の区市町村において、児童相談所と連携した児童虐待防止支援等の機能強化とあわせ、地域における子育て支援を総合的に行う。</p> <p>実施主体 区市町村 補助基準額 1所1年 先 駆 型 24,000千円 従 来 型 17,000千円 小規模型 2,300千円 補 助 率 1/2 規 模 先 駆 型 36か所→50か所 従 来 型 18か所→2か所 小規模型 2か所→4か所</p> <p>あわせて、在宅サービス（養育家庭）の拡大を図るための活動を行うとともに、子ども家庭支援センターの相談体制の充実を図る。</p> <p>補助基準額 1所1年 1,000千円 規 模 37か所 → 51か所</p>	<p>百万円 637</p>	<p>百万円 600</p>	<p>百万円 37</p>
<p>(新) (4) 子育てスタート支援事業</p> <p>家族から出産後のケアが受けられない等、支援を要すると判断した母児等に対し、一定期間宿泊ケア等を実施し、子育てをサポートし、虐待の未然防止を図る。</p> <p>実施主体 区市町村 補 助 率 1/2 規 模 3か所</p>	<p>20</p>	<p>0</p>	<p>20</p>

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
(5) 児童虐待等への対応強化など、子育て支援対策の充実	百万円 376	百万円 93	百万円 283
(新) ア 児童相談所再編整備の検討	10	0	10
区市町村の児童相談や民間の児童養護施設の現況等を踏まえ、今後の児童相談所等のあり方を検討する。			
イ 子ども家庭総合センター（仮称）の整備	249	92	157
福祉保健、教育、警察の各相談機関が連携し、親子を総合的に支援する拠点を設置するとともに、児童相談所の機能を再編整備することにより充実強化を図る。	債務負担 I (72)	(57)	(15)
解体工事、埋蔵文化財本採掘調査、 土壌汚染調査、実施設計			
開設時期 平成21年度以降（予定）			
(新) ウ 小平児童相談所の移転改修	40	0	40
保健分野と福祉分野との効果的な役割分担・連携等による専門的支援のあり方を検証するため、多摩小平保健所に小平児童相談所を移転する。			
改修工事			
移転時期 平成20年4月（予定）			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
エ 協力病院（医師）制度の拡充	1	1	0
<p>児童虐待が疑われる外傷等について、協力病院による法医学等の見地から意見・診断を得ることにより、虐待相談への的確な対応を図る。</p>			
(新) オ 医療機関における虐待対応力強化事業	9	0	9
<p>虐待の早期発見・早期対応を行うため、医療機関の虐待への対応力を強化する。</p> <p>ドクターアドバイザーシステムの創設 院内虐待対策委員会の立ち上げ支援等</p>			
(新) カ 専門機能強化型児童養護施設制度	12	0	12
<p>民間の児童養護施設に治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備し、問題を抱えた児童の入所に対応する。</p>			
(新) キ 児童自立支援施設の強化	55	0	55
<p>児童自立支援施設の入所需要の増加に対応するため、萩山実務学校の男子寮を1寮（定員14名）再開する。</p> <p>改修工事</p> <p>再開時期 平成20年4月（予定）</p>			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
<p>(6) 認証保育所事業</p> <p>大都市の多様な保育ニーズに対応するため 零歳児保育や13時間開所の義務づけなど、 都独自の基準をもつ認証保育所の設置を促 進する。</p> <p>実施主体 区市町村 補助基準額 国の保育単価を準用 1人1月 21,840円～124,260円 (定員、年齢ごとに設定) 補助率 1/2 規 模 A型 282か所 → 293か所 B型 111か所 → 115か所</p>	<p>百万円 6,608</p>	<p>百万円 6,172</p>	<p>百万円 436</p>
<p>(新) (7) 事業所内保育への支援</p> <p>事業所内保育施設の設置を促進し、企業の 次世代育成に対する取組を支援する。</p> <p>実施主体 一般事業主、複数事業主に よる共同設置等 補助内容 設置費、運営費 等 補助率 1/2 規 模 30か所</p>	<p>243</p>	<p>0</p>	<p>243</p>

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
<p>(8) ファミリー・サポート・センター事業</p> <p>仕事と育児の両立のための相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センターの設置を促進する。</p> <p>普及啓発 センターの運営費補助 46か所</p>	<p>百万円 59</p>	<p>百万円 60</p>	<p>百万円 △ 1</p>
<p>(新) (9) 認定こども園運営費等補助</p> <p>〔生活文化スポーツ局に計上されている〕 事業を含む。</p> <p>就学前の子どもに教育及び保育を一体的に提供する認定こども園に対して、国の補助に加え、都独自の補助を行うことにより、地域における子育て支援策の充実を図る。</p> <p>規 模 32か所 幼保連携型 2か所 幼稚園型 12か所 保育所型 3か所 地方裁量型 15か所</p>	<p>858</p>	<p>0</p>	<p>858</p>

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
(10) 周産期医療施設のオープン病院モデル事業 身近な診療所等で安心して分娩ができるよう、ハイリスク分娩に対応した産科オープン病院との病診連携のモデル事業を行う。	百万円 7	百万円 12	百万円 △ 5
(新) (11) 周産期医療対策の充実（搬送部会の設置） 周産期医療における搬送体制の充実・強化を図るため、周産期医療協議会の下に搬送部会を設置する。	3	0	3
(12) ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 実施主体 区市町村（区部は財調算入） 補助率 3/4 派遣対象 日常生活に著しく支障があつて、義務教育終了前の児童がいるひとり親家庭 派遣回数 月12回以内 利用者負担 所得階層別に設定 規 模 643世帯	149	149	0

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
<p>(13) 母と子の健康相談室（小児救急電話相談）</p> <p>子どもの健康に関する保護者の不安を解消するため、医療機関との連携のもとに電話相談事業を行う。</p>	<p>百万円 34</p>	<p>百万円 34</p>	<p>百万円 0</p>
<p>(新) (14) 子どもの事故予防対策</p> <p>子どもの不慮の事故を防止するため、保護者が子どもの視線から見た、危険な場所等を体感できるシミュレーションソフトを開発し、効果的な普及啓発を図る。</p>	<p>15</p>	<p>0</p>	<p>15</p>

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
(15) 児童手当等の支給	百万円 27,108	百万円 26,023	百万円 1,085
ア 児童育成手当 (障害手当)	567	591	△ 24
実施主体 都、区市町村(区部財調算入)	対象人員		
手 当 額 児童1人1月 15,500円	(延	(延	(延
対 象 者 次のいずれかの20歳未満の障害児を扶養している者 ①身体障害1・2級程度 ②知的障害1～3度程度 ③脳性麻痺、進行性筋萎縮症 (施設入所児童を除く。)	36,574人)	38,106人)	△ 1,532人)
所得制限 扶養親族2人の場合 保護者年収 概ね613万円未満 (国の特別障害者手当の所得制限額に準じる。)			
イ 児童育成手当 (育成手当)	8,849	8,911	△ 62
実施主体 都、区市町村(区部財調算入)	対象人員		
手 当 額 児童1人1月 13,500円	(延	(延	(延
対 象 者 父又は母がいないか重度障害等の状態にある18歳に達する年度末までの児童を扶養している者 (施設入所児童を除く。)	655,366人)	659,959人)	△ 4,593人)
所得制限 扶養親族2人の場合 保護者年収 概ね613万円未満 (都の児童育成手当(障害手当)の所得制限と同じ。)			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
ウ 児童手当	百万円 17,243	百万円 16,022	百万円 1,221
実施主体 区市町村	対象人員		
手 当 額	(延	(延	(延
3歳児未満	9,601,691人)	9,520,275人)	81,416人)
第1・2子 1人1月 5,000円 →1人1月 10,000円			
第3子以降 1人1月 10,000円			
3歳児以上			
第1・2子 1人1月 5,000円			
第3子以降 1人1月 10,000円			
対 象 者 12歳到達後最初の年度末までの児童を養育している者			
所得制限 扶養親族3人の場合 保護者年収 概ね780万円未満			
エ 児童扶養手当	449	499	△ 50
実施主体 区市部 区市、町村部 都	対象人員		
手 当 額	(延	(延	(延
第1子(全部支給) 1人1月 41,720円	17,670人)	19,139人)	△ 1,469人)
第1子(一部支給) 1人1月 41,710円～9,850円			
第2子 1人1月 5,000円			
第3子以降 1人1月 3,000円			
対 象 者 父と生計を同じくしていない 18歳に達する年度末までの児童を養育している母又は養育者			
所得制限 扶養親族1人の場合 保護者年収 (全部支給) 概ね130万円未満 (一部支給) 概ね365万円未満			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
(16) 児童福祉施設等整備費補助	百万円 1,301	百万円 898	百万円 403
児童館 16か所			
学童クラブ 14か所			
児童養護施設等 3か所			
母子生活支援施設 1か所			
婦人保護施設 1か所			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
4 障害者施策の推進			
(1) 障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン	4,072	4,999	△ 927
期間 平成18～20年度（着工分）			
目標 ①3か年で約 3,200人分の施設を重点的に整備			
②入所施設待機者の解消及び施設退所者の地域生活基盤を整備			
内容 施設整備 設置者負担の 1/2等を特別に補助			
用地取得 貸付率の引上げ（2/3 → 3/4）等			
ア 障害者施設整備費補助	2,940	3,918	△ 978
共同生活援助・介護（知的）	35か所		
共同生活援助・介護（精神）	5か所		
重度身体障害者グループホーム	2か所		
短期入所事業	7か所		
心身障害者通所施設※	10か所		
精神障害者共同作業所※	5か所		
重度心身障害児（者）通所事業	35人		
日中活動の場の整備（通所）	16か所		
地域生活支援型（入所）	2か所		
※ 法内化のための整備に限る			
イ 心身障害者（児）施設設置に係る用地費貸付事業	1,132	1,081	51
規模 新規分 7件	債務負担Ⅰ (987)	(490)	(497)
継続分 40件	債務負担Ⅱ (2,213)	(1,098)	(1,115)

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
(2) 障害者の就労支援	百万円 438	百万円 308	百万円 130
ア 区市町村障害者就労支援事業	349	265	84
<p>障害者が必要な援助を受けて就労を実現し、安心して職業生活を継続できるよう就労支援と生活支援を一体的に行う。</p> <p>実施主体 区市町村 補助基準額 1所1年 17,406千円 補助率 1/2 規模 32か所 → 40か所</p> <p>また、就労希望者の積極的な掘り起こしを行うとともに、授産施設等への働きかけを強化し、一般就労の促進を図る。 (新) 地域開拓促進コーディネーター</p>			
イ 障害者就業・生活支援センター事業	21	14	7
<p>産業労働局の指定する法人が行う障害者の就労支援に、生活支援を加えて地域での取組を広域的に補完し、職業生活における自立を図る。</p> <p>※ 就業支援は国と法人の委託契約 生活支援は都と法人の委託契約</p> <p>負担割合 国1/2 都1/2 (生活支援にかかる経費) 規模 4か所</p>			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
ウ 企業内通所授産事業	50	29	21
(ア) 施設外授産の活用による就職促進事業	21	10	11
<p>企業から業務委託を受けた授産施設が、企業の事業所において授産活動を行い、企業への就労移行を図る。</p> <p>補助基準額 1所1年 3,456千円 負担割合 国1/2 都1/2 規 模 3か所 → 6か所</p>			
(イ) 小規模通所授産施設等における企業内通所授産事業	29	19	10
<p>企業の提供する作業室において、企業内授産として授産活動を行うことにより、一般就労に向けた訓練と企業への就労促進を図る。</p> <p>実施主体 区市町村 補助基準額 1人1月 67,689円 補 助 率 1/2 規 模 12か所 → 18か所</p>			
(新) エ 法内化促進支援事業	18	0	18
<p>小規模作業所等を運営する任意団体に、専門的知識を持つ協力員を派遣し、法内化を促進し、安定した運営を支援する。</p> <p>規 模 120か所</p>			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
(3) 地域居住の場の確保	2,781	1,816	965
ア 障害者グループホーム等事業	2,021	1,706	315
実施主体 区市町村			
補助基準額 1人1日			
運営費 区分1 3,200円～			
区分6 9,430円			
家賃補助 24,000円・12,000円(滞在)			
69,800円(通過)			
補助率 国基準 1/4			
都加算 1/2			
規 模 3,058人 → 3,716人			
(新)			
イ グループホーム等安全対策強化事業	635	0	635
(ア) グループホーム等夜間支援体制加算	152	0	152
補助基準額 1人1日 991円			
補助率 国基準 1/4			
都加算 1/2			
規 模 2,117人			
(イ) グループホーム等防災設備助成事業	483	0	483
補助基準額 1,725千円			
規 模 280か所			
ウ 重度身体障害者グループホーム運営費補助	125	110	15
実施主体 区市町村			
補助基準額 1所1年			
Aタイプ 11,422千円			
Bタイプ 14,638千円			
補助率 1/2			
規 模 17か所 → 18か所			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
<p>(4) 居宅介護等事業</p> <p>心身障害者(児)の家庭等に対し、ホームヘルパーを派遣して日常生活を営む上で必要なサービスを提供することにより、心身障害者(児)の自立と社会参加を促進する。</p> <p>実施主体 区市町村 負担率 1/4 (都加算は補助率1/2)</p> <p>対 象 者 心身の障害のため独立して日常生活を営むことに支障がある者</p> <p>事業内容 身体介護、家事援助、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、乗降介護、行動援助</p> <p>利用者負担 所得階層別に上限額を設定 規 模 8,197,833時間</p>	<p>百万円</p> <p>5,326</p>	<p>百万円</p> <p>4,913</p>	<p>百万円</p> <p>413</p>

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
(5) 障害者(児)ショートステイ事業 保護者又は家族の疾病等により、家族における介護が困難となった障害者(児)を一時保護する。	百万円 864	百万円 864	百万円 0
ア 短期入所事業 (国制度) 実施主体 区市町村 補助率 国基準 1/4 都加算 1/2 利用者負担 所得階層別に上限額を設定 規 模 226,320日	852	837	15
イ 東京都認定短期入所事業 実施主体 区市町村 (区部財調) 補助率 1/2 対象施設 通所施設等 利用者負担 所得階層別に上限額を設定 規 模 3,467日	12	27	△ 15

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
(6) 発達障害者支援体制整備事業 発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する、一貫した支援体制の整備を行う。	百万円 20	百万円 20	百万円 0
(7) 発達障害者支援センター運営事業 自閉症等特有の発達障害を有する在宅の障害者(児)とその家族に対し相談・指導を行い、障害者の地域での生活を支援する。	25	25	0
(新) (8) 高次脳機能障害者支援普及事業 高次脳機能障害者への適切な支援が提供されるよう、普及啓発等を実施する。	11	0	11
(新) (9) 区市町村高次脳機能障害者支援促進事業 都における高次脳機能障害者支援ネットワーク構築の一環として、高次脳機能障害者支援員を区市町村に配置する。 実施主体 区市町村 負担割合 国 1/2 都 1/4 規 模 12か所	37	0	37

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
(10) 心身障害者(児)手当の支給	百万円 13,636	百万円 13,484	百万円 152
ア 重度心身障害者手当	6,741	6,598	143
実施主体 都	対象人員		
手 当 額 1人1月 60,000円	(9,285人)	(9,088人)	(197人)
対 象 者 重度知的障害と重度身体障害との重複者等 (65歳以上の新規対象者、3か月以上の入院者及び施設入所者を除く。)			
所得制限 扶養親族なしの場合 本人年収 概ね518万円以下 (国の特別障害者手当の所得制限額に準じる。)			
イ 心身障害者福祉手当	6,895	6,886	9
実施主体 都、区市町村(区部財調算入)	対象人員		
手 当 額 1人1月 15,500円	(37,050人)	(37,005人)	(45人)
対 象 者 次のいずれかの20歳以上の障害者 ①身体障害1・2級程度 ②知的障害1～3度程度 ③脳性麻痺、進行性筋萎縮症 (65歳以上の新規対象者及び施設入所者を除く。)			
所得制限 扶養親族なしの場合 本人年収 概ね518万円以下 (国の特別障害者手当の所得制限額に準じる。)			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
(11) 心身障害者扶養年金繰出金 平成18年第四回定例会で可決された廃止条例を踏まえ、年金受給者の納付額及び未受給者の清算に要する経費の一部を心身障害者扶養年金会計に繰り出す。	百万円 80,000	百万円 378	百万円 79,622
(新) (12) 親亡きあと預金の構築 親亡き後に障害者が地域で安心して暮らせるしくみを構築するため、関係者で構成する検討会を設置する。	10	0	10

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
(13) 重症心身障害児通所事業委託 規 模 医療型 8所 (185人) 地域施設活用型 9所 (45人)	百万円 963	百万円 710	百万円 253
(14) 在宅重症心身障害児(者)訪問事業 規 模 延 13,548人	199	202	△ 3
(15) 精神障害者退院促進支援事業 精神障害者の社会的入院の解消を図って いくため、病院から地域生活への移行を円滑 に行えるしくみを確立し、退院促進を支援 する。 規 模 6 地区	80	31	49

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
5 地域医療対策の推進			
(1) 患者中心の医療	50	34	16
<p>医療を受ける側、医療を提供する側の良好な信頼関係の構築に向けた取組を推進し、患者中心の医療の実現を図るとともに、患者の声相談窓口を医療安全支援センターと位置づけ、医療安全対策も充実していく。</p> <p>患者の声相談窓口 医療情報の理解促進 等</p>			
(2) 地域医療システム化推進事業	46	37	9
<p>地域医療システム化推進協議会医療連携部会</p>			
(3) 歯周疾患改善指導事業	38	26	12
<p>区市町村が行う法定の歯周疾患検診及び指導が必要と判定された者を対象とする指導事業に要する経費の一部を補助する。</p> <p>実施主体 区市町村 補助率 1/3</p>			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
(4) 新たながん対策 がん対策を総合的かつ計画的に推進していく。			
ア 地域がん医療対策 (新) がん対策推進協議会 地域がん診療拠点病院事業 等	130	127	3
(新) イ がん検診受診促進事業 がんの予防・早期発見のため、普及啓発を行う。	17	0	17

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減				
	百万円	百万円	百万円				
(5) 救急医療対策							
ア 小児初期救急運営費補助事業	185	185	0				
平日17時～24時（原則3時間以上）							
<table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>規 模</td> </tr> <tr> <td>小 児 科</td> <td>53地区</td> </tr> </table>	区 分	規 模	小 児 科	53地区			
区 分	規 模						
小 児 科	53地区						
イ 小児初期救急医療施設等整備費補助	30	44	△ 14				
小児初期救急医療を実施するための固定施設が未設置の区市町村に対し、新築、増改築、改修等整備費の補助を行う。							
施設整備 2所 設備整備 3所							
ウ 休日・全夜間診療（一般）	3,318	3,087	231				
全日17時～翌日9時及び休日9時～17時							
<table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>規 模</td> </tr> <tr> <td>診 療 ・ 入 院</td> <td>590床</td> </tr> </table>	区 分	規 模	診 療 ・ 入 院	590床			
区 分	規 模						
診 療 ・ 入 院	590床						

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減				
エ 休日・全夜間診療（小児）	百万円 817	百万円 790	百万円 27				
全日17時～翌日9時及び休日9時～17時							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診 療 ・ 入 院</td> <td>55床</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	規 模	診 療 ・ 入 院	55床
区 分	規 模						
診 療 ・ 入 院	55床						
オ 休日・全夜間参画医療機関整備費補助（小児）	97	97	0				
<p>小児の休日・全夜間診療事業に参画する医療機関の診療機能をより一層充実するため、施設・設備整備費の補助を行う。</p> <p>規 模 施設整備 2所 設備整備 2所 負担割合 国1/3 都2/3</p>							
カ 救命治療（毎日・全時間帯）	1,678	1,685	△ 7				
（ア） 救命救急センター運営費補助（国庫対象分） 10病院（265床）	939	990	△ 51				
（イ） 救命救急センター運営費補助（都単独分） 6病院（138床）	365	304	61				
（ウ） 救命救急センター整備費補助	374	391	△ 17				
<p>施 設 整 備 1病院 設 備 整 備 4病院 小児 I C U 整 備 1病院</p>							

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
キ 小児三次救急協議会 小児救急患者の特殊性を踏まえた、より専門性の高い小児三次救急医療体制の整備と小児初期・二次救急医療機関の間のネットワークを構築する。	百万円 7	百万円 7	百万円 0
(新) ク ヘリコプター救急搬送体制整備事業 へき地等における救命率の向上と生命の安全を図るため、ヘリコプターによる救急患者搬送体制を強化する。	42	0	42

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
(6) 東京DMAT（災害医療派遣チーム）の編成 大震災等の自然災害や大規模交通事故等の発生に際して災害現場に出動して早期の救命処置を行うため、災害医療派遣チームを編成する。 指定病院数 17病院	百万円 21	百万円 83	百万円 △ 62
(7) 医療施設近代化施設整備費補助 患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善を進めるための病院の建替新築、増改築等に対して補助する。	2,075	1,868	207
ア 一般病院 規 模 9 所	1,333	876	457
イ 精神科病院 規 模 2 所	460	992	△ 532
ウ 結核病院 規 模 2 所	282	0	282

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減																				
(8) 公立病院運営費補助 対 象 <table border="1" data-bbox="389 490 852 853"> <tr><td>青梅市立総合病院</td><td>570床</td></tr> <tr><td>町田市民病院</td><td>410床</td></tr> <tr><td>日野市立病院</td><td>300床</td></tr> <tr><td>稲城市立病院</td><td>290床</td></tr> <tr><td>奥多摩病院</td><td>49床</td></tr> <tr><td>町立八丈病院</td><td>52床</td></tr> <tr><td>公立阿伎留医療センター</td><td>310床</td></tr> <tr><td>公立昭和病院</td><td>496床</td></tr> <tr><td>公立福生病院</td><td>211床</td></tr> <tr><td>計9病院</td><td>2,688床</td></tr> </table> 1床あたり 1,220千円の病床基礎額 特殊診療部門加算 がん、小児など 経営評価	青梅市立総合病院	570床	町田市民病院	410床	日野市立病院	300床	稲城市立病院	290床	奥多摩病院	49床	町立八丈病院	52床	公立阿伎留医療センター	310床	公立昭和病院	496床	公立福生病院	211床	計9病院	2,688床	百万円 3,247	百万円 3,272	百万円 △ 25
青梅市立総合病院	570床																						
町田市民病院	410床																						
日野市立病院	300床																						
稲城市立病院	290床																						
奥多摩病院	49床																						
町立八丈病院	52床																						
公立阿伎留医療センター	310床																						
公立昭和病院	496床																						
公立福生病院	211床																						
計9病院	2,688床																						

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
(新)	百万円	百万円	百万円
(9) 医療人材確保対策			
ア 医師確保（東京シニアレジデント）	46	0	46
小児科等の専門医師について、将来にわたって安定的な確保が可能となるよう、後期臨床研修医を確保する医療機関に対し補助を行う。			
イ 看護師確保事業	192	0	192
新人看護師の離職防止のため、病院及び看護師養成所における基礎教育の充実を図るとともに、地域に密着した再就業支援相談・研修を実施する。			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
<p>6 東京都医学系総合研究所（仮称）の整備</p> <p>神経科学総合研究所、精神医学総合研究所、臨床医学総合研究所の三研究所について統合し、整備を行う。</p> <p>一期 本工事等 二期 実施設計</p> <p>開設時期 一期 平成21年度（予定） 二期 平成22年度（予定）</p>	<p>百万円</p> <p>1,672</p> <p>債務負担 I (6,378)</p>	<p>百万円</p> <p>148</p>	<p>百万円</p> <p>1,524</p>

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
7 地域保健対策の推進			
(1) 自殺総合対策	61	12	49
自殺対策を総合的に推進することにより、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援等を実施する。			
(新)			
ア 自殺総合対策東京会議等	43	0	43
自殺総合対策東京会議 ゲートキーパー養成事業 等			
イ 夜間こころの電話相談事業	18	12	6
うつ等の精神疾患患者の病状悪化や自殺を防止するため、17時から22時の準夜帯に電話相談を行う。			
(2) 健康づくり対策	86	77	9
都民の健康上重要な課題である生活習慣病の予防や、メンタルヘルス対策を推進するため、糖尿病、こころの健康について重点的に健康づくり対策を実施する。			
(新)			
糖尿病予防対策 等			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
<p>(3) ウイルス肝炎受療促進集中戦略</p> <p>肝炎ウイルス検診未受診者に受診機会を設け、受診勧奨を実施するとともに、陽性者が、早期に適切な診断・治療を受けられるよう専門医による治療体制の整備や、通院医療費に対する助成等を行う。</p> <p>※医療費助成は「医療費助成事業」に計上</p>	<p>百万円</p> <p>1,065</p>	<p>百万円</p> <p>293</p>	<p>百万円</p> <p>772</p>

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
8 健康安全対策の推進			
(新)			
(1) 健康危機管理センター（仮称）の整備	78	0	78
<p>新たな感染症の脅威、不正薬物の乱用、頻発する食品危機など様々な健康危機への対応を図るため、現健康安全研究センターを「健康危機管理センター（仮称）」として整備する。</p> <p>開設時期 平成24年度（予定）</p>			
(2) エイズ対策	297	237	60
<p>エイズ対策を総合的に実施し、感染拡大の防止を図るとともに、療養支援体制の整備を行う。</p> <p>相談・検診体制の充実</p> <p>(新)</p> <p>エイズ療養支援特別促進事業 等</p>			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
<p>(3) 新型インフルエンザ対策</p> <p>新型インフルエンザの出現に備え、必要な対策を講じる。</p> <p>抗インフルエンザ治療薬の備蓄・保管管理 等</p>	<p>百万円 150</p>	<p>百万円 2,480</p>	<p>百万円 △ 2,330</p>
<p>(4) 新興感染症医療体制の充実</p> <p>新興感染症の拡大に備え、医療機関の施設整備や人材育成等を行う。</p>	<p>228</p>	<p>160</p>	<p>68</p>

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
9 地域福祉等の推進			
(1) 福祉のまちづくりの推進	1,231	842	389
ア 鉄道駅エレベーター等整備事業	386	591	△ 205
<p>区市町村が、高齢者や障害者の円滑な移動を確保する上で重要となる鉄道駅のエレベーター等整備を行う民間事業者に対し補助を行う場合、区市町村と協働して補助する。</p> <p>実施主体 区市町村 補助限度額 1 駅 35,000千円 (3 基以上整備する場合 50,000千円) 負担割合 国・区市町村 各1/3以内 都 区市町村負担額の1/2 民間鉄道事業者 1/3以上 規 模 21駅</p>			
イ だれにも乗り降りしやすいバス整備事業	245	251	△ 6
<p>ノンステップバス等の購入に要する経費の一部を補助することにより、だれにも乗り降りしやすいバスの整備を進める。</p> <p>実施主体 民間バス事業者 補助限度額 1 台 1,300千円 負担割合 国1/3 都1/3 事業者1/3 規 模 328台</p>			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
(新) ウ ユニバーサルデザイン整備促進事業	百万円 600	百万円 0	百万円 600
(ア) ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業	500	0	500
<p>集客施設の周辺を中心とした区域でユニバーサルデザインの観点から総合的な整備を行う区市町村に対して補助を行う。</p> <p>実施主体 区市町村 補助基本額 200,000千円 補助率 1/2 規模 5か所</p>			
(イ) とうきょうトイレ整備事業	100	0	100
<p>だれもが社会参加できるまちづくりの核となるトイレの整備促進を行う区市町村に対して補助を行う。</p> <p>実施主体 区市町村 補助基本額 25,000千円 補助率 1/2 規模 8か所</p>			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
<p>(2) 福祉サービス第三者評価システム</p> <p>サービス提供事業者の質の向上を図り、福祉サービスの利用者が安心してサービスを選択できるためのしくみづくりとして、第三者機関によるサービス評価を実施する。</p> <p>評価対象サービス数 50サービス 認知症高齢者グループホーム、特別養護老人ホーム、通所授産施設、居宅介護、認証保育所、児童養護施設 等</p>	<p>百万円 59</p>	<p>百万円 58</p>	<p>百万円 1</p>
<p>(3) 福祉情報総合ネットワーク</p> <p>利用者自らの主体的なサービスの選択や、事業者のサービス向上を図るため、福祉に関する情報を総合的、一体的にインターネット等により提供する。</p> <p>サービス内容情報 事業者情報 サービス評価情報 苦情対応情報 その他、福祉に関する情報</p>	<p>54</p>	<p>54</p>	<p>0</p>

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
(4) 地域福祉推進事業等	百万円 547	百万円 629	百万円 △ 82
ア 地域福祉推進事業	249	297	△ 48
<p>区市町村が地域のニーズに応じ、創意と工夫により地域の社会資源を有効に活用して福祉サービス事業等を実施できるよう補助する。</p> <p>実施主体 区市町村 補 助 率 1/2 事業内容 ①日常生活サービス 家事援助、介護、食事、移送、入浴 ②地域福祉の普及・推進 情報提供サービス、福祉教育・研修・養成 等</p>			
イ 地域福祉振興事業	298	332	△ 34
<p>民間福祉団体等が地域の福祉需要に応じて実施する様々な先駆的、開拓的、実験的在宅福祉サービス事業に対して補助する。</p>			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
(5) 民生・児童委員活動の推進	百万円 1,245	百万円 1,195	百万円 50
活 動 費			
区市町村会長 1人1月 14,000円			
会 長 1人1月 9,000円			
一 般 1人1月 8,600円			
定 数 10,462人			
(新)			
(6) 地域の福祉機能の向上	81	0	81
民生・児童委員の活動を補完する「民生・児童委員サポーター（仮称）」を新たに創設し、地域福祉力の向上を図る。			
実施主体 都			
規 模 1,146人			
(7) 被保護者自立促進事業	917	1,000	△ 83
生活保護を受けている世帯を対象として、経済的、身体的、社会的自立の促進を図るため、見舞金支給事業を再構築し、自立支援に要する経費の一部を支給する。			
実施主体 区市（町村部は都）			
支給内容 就労支援、社会参加活動支援 地域生活移行支援、健康増進支援			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
(新) (8) 新生活サポート事業	百万円 2,100	百万円 0	百万円 2,100
意欲を持ちながらきっかけがつかめない生活困難者に対し、相談体制を整備するとともに、必要に応じて資金を貸し付け、新生活を支援する。			
実施主体 (社福) 東京都社会福祉協議会			
ア 多重債務者生活再生事業	1,545	0	1,545
貸付対象者 多重債務者 (低所得かつやむを得ない理由で多重債務に陥った者に限る。)			
貸付限度額 200万円			
イ 自立生活スタート支援事業	555	0	555
貸付対象者 児童養護施設退所者等			
貸付限度額 ①転居資金32万円 ②就職支度金10万円 ③技能習得資金30万円			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
<p>(新) (9) 要保護世帯向け長期生活支援資金貸付事業補助</p> <p>一定の住居用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行い、自立を支援する。</p> <p>実施主体 (社福) 東京都社会福祉協議会</p>	<p>百万円 331</p>	<p>百万円 0</p>	<p>百万円 331</p>

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
(10) 路上生活者の自立支援	百万円 2,523	百万円 2,507	百万円 16
ア 緊急一時保護センター事業	605	742	△ 137
路上生活者の早期社会復帰を促すため、 一時的に保護し、宿所・食事等の提供、 相談等を実施するとともに、今後の処遇 方針を明らかにする。			
実施主体 都及び区 負担割合 国庫補助を除き都1/2区1/2 規 模 5か所 454人			
イ 自立支援センター事業	574	563	11
緊急一時保護センター利用者で、就労意 欲があり、かつ心身の状態が就労に支障 がないと認められる者に対し、自立就労 により地域で安定した生活を営めるよう 支援する。			
実施主体 都及び区 負担割合 国庫補助を除き都1/2区1/2 規 模 5か所 342人			
ウ 巡回相談事業	149	104	45
路上生活者に対し、その起居する場所で 面接相談を行い、各種施策の活用を助言 するとともに、自立支援センター退所者 等に対して再び路上に戻らないよう相談 助言を行う。			
実施主体 都及び区 負担割合 国庫補助を除き都1/2区1/2 規 模 5か所			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
<p data-bbox="284 360 820 398">エ 公園等生活者地域生活移行支援事業</p> <p data-bbox="360 443 890 481">〔建設局に計上されている事業を含む。〕</p> <p data-bbox="373 526 908 683">公園でテント等を組んで生活しているホームレスに対し、民間アパートを低家賃で提供し、就労及び生活面の支援を行い地域での自立した生活を図る。</p>	<p data-bbox="1018 322 1094 351">百万円</p> <p data-bbox="995 360 1082 398">1,195</p>	<p data-bbox="1203 322 1279 351">百万円</p> <p data-bbox="1181 360 1267 398">1,098</p>	<p data-bbox="1393 322 1469 351">百万円</p> <p data-bbox="1418 360 1457 398">97</p>

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
10 国民健康保険事業			
(1) 特別区に対する補助等	7,607	7,666	△ 59
(2) 市町村に対する補助等	5,054	5,249	△ 195
(3) 国民健康保険組合に対する補助	7,295	7,237	58

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
11 医療費助成事業			
(1) 老人医療費の助成	61,017	61,222	△ 205
ア 国制度	60,518	55,446	5,072
実施主体 区市町村			
対 象 者 75歳以上（本則） ※平成14年10月1日現在71歳以上。以後 毎年一歳ずつ引き上げ （ねたきりの人等65歳以上）			
所得制限 なし			
事業内容 医療費のうち、一部負担金等 を除いた額を給付			
イ 都制度	499	5,776	△ 5,277
実施主体 都			
対 象 者 69歳 （国制度対象者を除く）			
所得制限 扶養親族がない場合の年金収入 換算概ね392万円以下			
一部負担 老人保健法に準じた一部負担			
※事業実施期間 平成19年6月末まで			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
(2) 心身障害者(児)医療費の助成	百万円 17,811	百万円 17,402	百万円 409
実施主体 都			
対 象 者 身体障害1・2級(内部障害3級含む)及び知的障害1・2度(65歳以上の新規対象者を除く。)			
所得制限 扶養親族なしの場合 本人年収概ね518万円以下 (国の特別障害者手当の所得制限額に準じる。)			
一部負担 老人保健法に準じた一部負担 (低所得者は食事療養標準負担額等以外を助成)			
(3) ひとり親家庭等医療費の助成	3,156	3,013	143
実施主体 区市町村			
対 象 者 ①ひとり親家庭の母又は父及び児童 ②父母のいない児童及びその児童の養育者			
所得制限 扶養親族2人の場合 年収概ね412万円未満 (国の児童扶養手当の所得制限額に準じる。)			
補 助 率 2/3			
一部負担 老人保健法に準拠した一部負担 (低所得者は食事療養標準負担額等以外を助成)			
(4) 乳幼児医療費の助成	11,431	10,371	1,060
実施主体 区市町村			
対 象 者 義務教育就学前の乳幼児			
所得制限 扶養親族3人の場合 年収概ね780万円未満 (国の児童手当の所得制限額に準じる。)			
補 助 率 1/2			
一部負担 食事療養標準負担額 (国民健康保険法等に準拠)			

事 項	19 年 度	18 年 度	増(△)減
(新)	百万円	百万円	百万円
(5) 義務教育就学児医療費の助成	1,265	0	1,265
実施主体 区市町村 対 象 者 義務教育就学児 所得制限 扶養親族3人の場合 年収概ね780万円未満 (国の児童手当の所得制限額に準じる。) 補 助 率 1/2 一部負担 医療保険自己負担の2/3 食事療養標準負担額 (国民健康保険法等に準拠)			
(6) 都単独制度による助成	6,911	5,923	988
対象疾病 { <ul style="list-style-type: none"> 小児精神障害者 小児慢性疾患 特殊医療 大気汚染健康障害者 難病医療 ウイルス肝炎 等 			
(7) 国制度に基づく助成	28,776	26,190	2,586
対象疾病 { <ul style="list-style-type: none"> 結核一般・命令入所 精神通院・措置入院 小児慢性疾患 不妊治療 難病医療 等 			